

「元気出そう十日町！プレミアム商品券」
実施要項&加盟店募集要項

第2弾

1. 目的 新型コロナウイルス感染の影響により個人消費が低迷する中、厳しい経営環境下にある中小小売業等の振興と消費喚起を図る

2. 加盟店 十日町市内の小売業、サービス業（飲食業、旅館業等）、運輸業、建設業等
ただし、下記に該当するものは対象外とする
○公序良俗保持の観点から風俗・娯楽業を営む事業者は対象外とする
（公金が支出されることから）

3. 加盟店換金手数料

中小企業（会議所・商工会の会員）	0%
〃（会議所・商工会の非会員）	2%
大企業（会議所・商工会の会員）	2%
〃（会議所・商工会の非会員）	5%

■中小企業者の定義（中小企業基本法 第2条）

小売業では、資本金5千万円以下又は従業員50人以下の企業

サービス業では、資本金5千万円以下又は従業員100人以下の企業

建設業、運輸業等では、資本金3億円以下又は従業員300人以下の企業をいう

*本事業でいう大企業とは、上記の中小企業を超える規模の事業者をいう

*但し、

①大規模小売店舗立地法において、都道府県への届出小売店舗面積が1000㎡以上に該当する中小企業の大規模小売店舗は、大企業扱いとする。

②中小企業基本法又は大規模小売店舗立地法の定義で大企業であっても、十日町市に本社が所在する企業は中小企業扱いとする。

4. 販売について

○第1回 1世帯が購入できる金額を1万5千円とし、購入時に引換券（市報11月25日号に折込みのプレミアム商品券のお知らせチラシの中に印刷）を提出してもらう

販売期間 令和2年11月30日（月）午前10時～12月6日（日）午後5時

*12月5日（土）・6日（日）は、商工会・公民館では販売しない

*販売時間は各販売所の営業（開館）時間とする

○第2回 第1回販売の残数により購入上限を決定する

販売期間 令和2年12月13日（日）午前10時～完売まで

*12月13日（日）は、公民館では販売しない

*販売終了時間は各販売所の営業終了（閉館）時間とする

5. 販売所

（1）商工会議所・商工会

十日町商工会議所、水沢商工会、川西商工会、中里商工会、松代町商工会、松之山商工会

(2) 市役所・公民館

市役所、中条公民館、下条公民館、吉田公民館、水沢公民館

十日町市役所川西支所、十日町市役所中里支所、十日町市役所松代支所、十日町市役所松之山支所

(3) 各地区加盟店の中から数店を販売所として依頼する

6. 有効期間 令和2年11月30日(月)～令和3年3月31日(水)

*有効期間を過ぎた商品券は無効

7. 発行総額 3億9千万円(内9千万円がプレミアム分)

8. 発行内容 1冊 5,000円(500円券×13枚綴り:6,500円分)を6万冊発行

■プレミアム商品券の構成

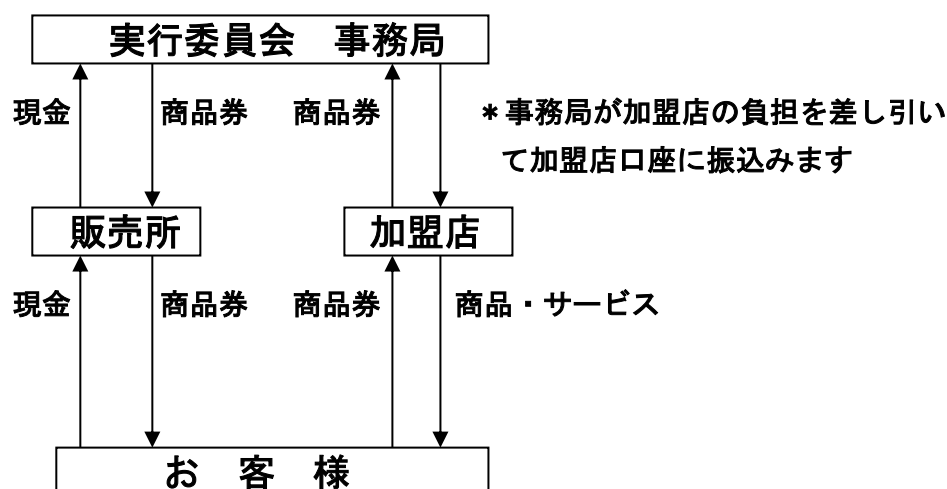
- ①中小店・大型店共通券(500円券):4枚 *すべての加盟店で利用できる
②中小店専用券(500円券):9枚 *大型店では使用できない

9. 加入申込方法

- ・加盟店登録申込書兼誓約書に必要事項記入のうえ、10月20日(火)までに十日町商工会議所、各商工会にFAX等でお申し込み下さい
- ・期限までにお申込みいただいたものは、市報11月25日号に折込みのお知らせチラシに掲載します

10. 加盟店換金方法
- ①加盟店は商品券裏面の引換店の欄に店名をご記入ください。(ゴム印でも結構です)
 - ②加盟店は使用された商品券を事務局へご提出ください(土・日・祝日閉館)
 - ③事務局は額面から負担金を引いた額を加盟店指定の市内金融機関口座に2週間以内に振り込みます
 - ④請求の期限 令和3年4月12日(月)まで
*期限を過ぎた商品券は無効となりますのでご注意ください

[プレミアム商品券事業の発行と回収フロー]



11. その他
- ・加盟店が購入した商品券を自らの商品仕入等に使用することは禁止します。また直接換金も禁止します

- ・十日町市が実施する他の補助事業への使用はできません
- ・1度使用された商品券は、再使用できません
- ・利用者から受け取った商品券の盗難、紛失等は、加盟店の責任となりますので、取り扱いには、十分注意してください
- ・その他不正使用があった場合は、返還請求等の処置をとります
- ・商品券使用時のつり銭は出さないでください
- ・1回の利用額の上限は15万円とします
- ・新型コロナウイルス感染防止のため、新潟県で進めている「感染防止ピクトグラム」の作成、店頭への掲示にご協力ください

12. P R 方 法
- ・市民への周知については、市報（11月25日号）に折込チラシで行います
 - ・加盟店店頭へのポスター掲示（2枚配布）

13. 問 合 せ 先
- 十日町市プレミアム商品券実行委員会
- | | | |
|----------|---------------------|---------------------|
| 十日町商工会議所 | TEL 7 5 7 - 5 1 1 1 | FAX 7 5 2 - 6 0 4 4 |
| 水沢商工会 | TEL 7 5 8 - 3 0 3 5 | FAX 7 5 8 - 4 0 0 4 |
| 中里商工会 | TEL 7 6 3 - 2 8 6 8 | FAX 7 6 3 - 4 1 8 8 |
| 川西商工会 | TEL 7 6 8 - 2 1 7 6 | FAX 7 6 8 - 4 3 0 1 |
| 松代町商工会 | TEL 5 9 7 - 2 0 0 6 | FAX 5 9 7 - 2 3 6 0 |
| 松之山商工会 | TEL 5 9 6 - 2 1 7 4 | FAX 5 9 6 - 2 3 5 0 |